

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎県消費生活センターからの情報です。

配信日 平成 25 年 11 月 27 日

連絡を誘う、訴訟通知のハガキ！！

<相談内容>

今日、訴訟問題内容通知というハガキが届いた。「契約違反に対して簡易裁判所に訴状申し入れされた」「身に覚えがなければ連絡してください」「連絡がないと裁判所に出廷になる」「給料・財産が差押えのおそれがある」と書いてある。

聞いたことのない団体で、怪しいハガキだ。情報提供する。

消費生活センターからのアドバイス

- 1 県内各地で同じような相談が多く寄せられていますが、このような重要な通知がハガキでだされることはありません。指定された電話番号に連絡すると、訴訟取り下げ費用などを請求されるおそれがあるため、絶対に連絡してはいけません。
- 2 裁判所名で身に覚えのない通知を受けた場合は、自分で裁判所の電話番号を調べて問い合わせましょう。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口にご相談ください。

ながさき消費生活館



おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999
[相談受付時間]平日(月曜日～金曜日)...午前9時～午後5時
(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費者センター (095-829-1234)	五島市消費生活センター (0959-72-6144)
佐世保市消費生活センター (0956-22-2591)	西海市消費生活センター (0959-37-0028)
諫早市消費生活センター (0957-22-3113)	雲仙市消費生活センター (0957-38-7830)
大村市消費生活センター (0957-52-9999)	島原市消費生活センター (0957-62-9100)
松浦市消費生活センター (0956-72-1111)	南島原市消費生活センター (0957-82-3010)

他各市町相談窓口